

# 二元代表制って何？



二元代表制について説明します

## ◇二元代表制とは

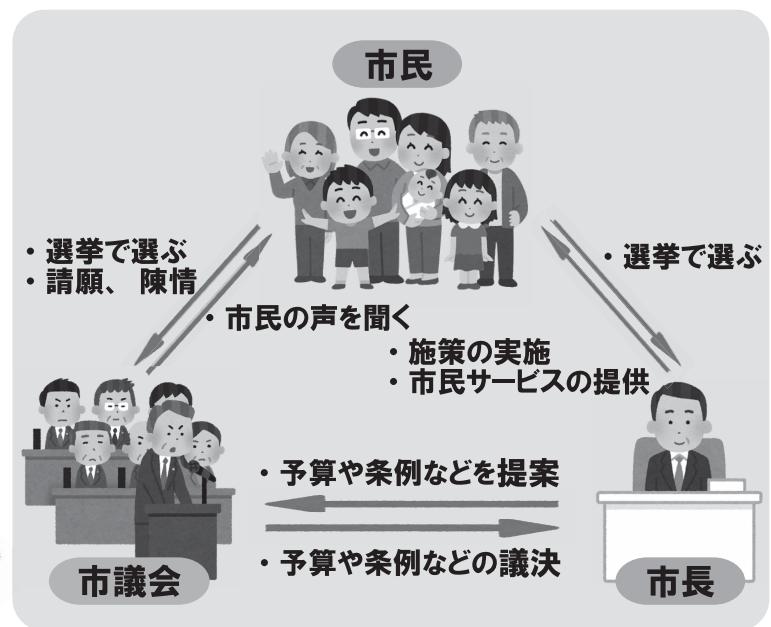
「二元代表制」とは、市長と市議会議員とともに市民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。皆さんのもとに市民サービスが届くまでには、まず、

1. 市長がサービスを行うための予算や条例などを提案し、
  2. 議会の審議・議決を受ける必要があります。
- そして初めて、
3. 市長が市民サービスを行えるようになります。

その中で、二元代表制において、ともに市民の代表である市長と市議会議員が、お互いに対等の立場に立ち、議論を重ねながら、市の発展のために尽力します。

なお、このように住民サービスの提供や施策を実施する首長のことを「執行機関」、首長からの提案を審議・議決する議会のことを「議決機関・議事機関」といいます。

ちなみに、地方自治体の「二元代表制」という制度に対し、国の場合には、執行機関のトップである内閣総理大臣を、選挙で選ばれた国会議員の中から国会の議決で選ぶ「議院内閣制」という制度をとっています。



### 市議会の主な役割



① 議会が判断します

